

付 議 第 3 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「高知県立青少年センターの関係職員」を「利用に際しては、高知県立青少年センターの関係職員」に、「高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則第3条の規定に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付します」を「利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部 を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県規則である高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年高知県規則第60号の2）が平成26年4月1日付けで廃止になったことに伴い、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）において規定している第4号様式の一部について、他施設の設置及び管理に関する条例施行規則との整合性を踏まえ必要な改正をしようとするもの。

2 施行期日

公布の日

新 対 照 表 旧

第4号様式(第5条関係)
高知県立青少年センター利用許可書

第4号様式(第5条関係)

許可番号 第 年 月 日 号

様

高知県教育委員会 国

高知県立青少年センター利用許可書

年 月 日付で申請のありました高知県立青少年センターの利用については、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的	
利用する施設	
利用する備品	
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用料の額	円 使用料の納付期限 年 月 日
許可の条件等	
注	1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。 2 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 3 利用に際しては、高知県立青少年センターの関係職員の指示に従ってください。 4 利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

備考 許可番号は、会計年度ごとの通し番号とする。

第4号様式(第5条関係)
高知県立青少年センター利用許可書

第4号様式(第5条関係)

許可番号 第 年 月 日 号

様

高知県教育委員会 国

高知県立青少年センター利用許可書

年 月 日付で申請のありました高知県立青少年センターの利用については、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的	
利用する施設	
利用する備品	
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用料の額	円 使用料の納付期限 年 月 日
許可の条件等	
注	1 使用料を納付期限までに納めないときは、利用の許可を取り消すことがあります。 2 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例及び高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 3 高知県立青少年センターの関係職員の指示に従ってください。 4 高知県立青少年センターの使用料の減免及び運付に関する規則第3条の規定に該当するとき は、使用料の全部又は一部を運付します。

備考 許可番号は、会計年度ごとの通し番号とする。

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案について

1 改正理由

本年4月1日付けで高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下、「センター施行規則」という）の改正を行うとともに、本年3月31日をもって高知県立青少年センターの使用料の減免及び還付に関する規則（以下、「センター減免規則」という）を廃止（センター減免規則で規定していた内容をセンター施行規則に規定したことに伴うもの）した。

センター施行規則の改正の際に、同規則の別記第4号様式で引用しているセンター減免規則の部分を削除し、他の青少年教育施設の施行規則との整合性を図るなど必要な改正がなされていなかったため、今回改正を行うもの。

2 改正内容

センター施行規則の別記第4号様式（高知県立青少年センター利用許可書）の注記について、他施設の施行規則の内容を踏まえ、次のとおり改正を行う。

（参考資料2 新旧対照表も併せて参照のこと。）

新	旧
3 <u>利用に際しては、高知県立青少年センターの関係職員</u> の指示に従ってください。	3 <u>高知県立青少年センターの関係職員</u> の指示に従ってください。
4 <u>利用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</u>	4 <u>高知県立青少年センターの使用料及び還付に関する規則第3条の規定に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付します。</u>

■注記4の改正について

- ① 廃止した規則が引用されたままで残った状態にある
- ② その内容は、「使用料の還付」に関する記載であるが、他の青少年教育施設の利用許可書の様式には記載のない内容である
- ③ 逆に、他の青少年教育施設（塩見青少年記念プラザを除く）の利用許可書の様式には記載があつて、青少年センターの様式には無いものとして「利用の許可の権利の譲渡・転貸の禁止」に関する記述がある
- ④ このため、他の青少年教育施設との整合性を図るため、「使用料の還付」に関する記載を、「利用の許可の権利の譲渡・転貸の禁止」に関する記載に変えようとするものである

■注記3について

注記4の改正に合わせ、字句を整理し、他の青少年教育施設との整合性を図ろうとするものである

3 施行日

公布の日